

## 広報八郎潟掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町が発行する広報紙に掲載するイベント、講座及び募集等(以下「イベント等」という)の案内の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載できる記事の範囲)

第2条 広報誌に案内を掲載することができるイベント等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町又は町教育委員会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 町以外の官公庁が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (3) 公共団体又は公共的施設が主催・共催・後援・推薦している事業で、営利を目的としないもの
- (4) 町内の団体・サークルのイベント等で、営利目的でないもの
- (5) 町内全域を対象とし、どなたでも参加できるもの
- (6) 前各号に該当するもののほか、総務課長が掲載を適当と認めたもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項に合致していても掲載しないものとする。

- (1) 町の品位、公共性又は公益性を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利目的の宣伝又は広告活動になるもの
- (3) 政治的、宗教的又は選挙活動になるもの
- (4) 個人的な活動・宣伝にあたるもの
- (5) 掲載意図及び内容が明確でないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総務課長が掲載を不適當と認めたもの

(掲載する記事の優先順位)

第3条 広報誌に掲載する記事が通常使用する範囲を超える場合、町が主催・共催する記事の次に町以外の官公庁が主催・共催するものを優先する。

2 次に優先するものは、次の各号の項目を多く満たすものから掲載するものとする。

- (1) 町及び町以外の官公庁が後援するイベント等に関するもの
- (2) 参加費又は会費が無料のイベント等に関するもの
- (3) 開催地が町内であるもの
- (4) 町内在住者からの依頼であるもの
- (5) 町民生活に有益な内容であるもの

(掲載の申込)

第4条 広報誌に掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」)は、原稿等を掲載希望月の前々月1日から前月15日までに、町総務課に提出しなければならない。

(掲載の可否)

第5条 掲載の可否については、通知しない。ただし、校正の必要がある場合は除く。

2 掲載希望者は掲載希望月号の発行1週間前以降に掲載の可否を確認することができる。

(了解事項)

第6条 掲載希望者は次のことを了解するものとする。

- (1) 掲載記事を町ホームページにも掲載すること
- (2) 会員名簿や活動状況についての書類の提出を求めた場合、それに応じられること
- (3) 掲載の可否及び掲載希望月の変更については、町に一任すること
- (4) 原稿内容は、総務課において編集すること
- (5) 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと

附則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。